

令和7年

西地区神車保存会

総会議案書

令和7年5月31日（土）

午後7時30分

神戸公民館 第一会議室

次第

- ◆ 保存会長あいさつ
- ◆ 西地区総代あいさつ
- ◆ 議長選出
- ◆ 議 題
 - ◎ 1号議案 令和6年度 事業報告
 - ◎ 2号議案 令和6年度 会計報告
(監査報告)

-
- ◎ 3号議案 保存会解散について
 - ◎ 4号議案 残余財産について
 - ◎ 解散式

【添付資料】保存会規約・保存会組織名簿一覧表

西地区神車保存会



1号議案 令和6年度 事業報告

令和6年5月1日～令和7年5月24日

〔会議及び総会開催記録〕

令和6年5月17日（金） 幹事会
総会開催について
役員選出

令和6年5月24日（金） 理事会
総会開催について
役員選出

令和6年6月2日（日） 令和6年度 総会
令和5年度事業報告・会計報告
令和6年度事業計画案・予算案報告
新会長・新役員報告

令和6年8月30日（金） 幹事会
保存会解散について、山車まつり見学会
山車蔵消火訓練、親睦会について

令和6年9月19日（木） 理事会
保存会解散について、とこなめ山車まつり見学会
山車蔵消火訓練、親睦会について

令和6年11月26日（火） 理事会
保存会解散について

令和6年12月13日（金） 理事会
保存会解散について

令和7年2月25日（火） 幹事会
神車100周年記念寄付について
祭礼・宵宮振る舞い、親睦会について

令和7年3月6日（水） 幹事会
祭礼・宵宮振る舞い、親睦会について

令和7年5月20日（金） 幹事会兼理事会
総会開催について
保存会解散について

〔開催事業〕

令和6年9月21日（土）
山車蔵消火訓練、親睦会（だいどころ）
消火訓練、親睦会 参加人員17名

令和6年11月3日（日）
第4回とこなめ山車まつり見学会
青山駅集合 参加人員3名

〔山車保存・調査研究・記録〕

神車保存会ホームページ「神車 OFFICIAL SITE」管理・運営

〔祭礼、その他協力〕

令和7年4月13日（土）、14日（日）
はんだ春の祭礼

令和7年5月24日（土）
神車100周年記念
・式典（神車収蔵庫前）・披露会（神戸公民館北駐車場）

〔案内、連絡発送記録〕

令和6年5月20日 総会決議・新役員案内
神車オフィシャルサイトにて掲載

令和6年8月30日 理事会招集案内
保存会解散について
山車まつり見学会 他

令和6年9月2日
山車蔵消火訓練、親睦会案内送付
とこなめ山車まつり見学会案内送付

令和6年11月18日
はんだ山車まつりカレンダー販売案内送付
理事会招集案内 保存会解散について

令和7年3月6日
はんだ春まつり祭礼日程案内送付

令和7年5月10日
総会開催案内、理事会開催案内送付

2号議案 令和6年度 収支計算書

令和7年5月13日現在
(単位：円)

1. 収入の部

前年度繰越金	2,013,620
令和6年度会費34口(現会員35名)	170,000
預金利息	412
計	<u>¥2,184,032</u> ①

2. 支出の部

神車オフィシャルサイト運営費	5,000
事務費(親睦会)	45,000
幹事会お茶	8,967
メール便(山北新聞店)	17,956
100周年記念寄付	99,000
宵宮振る舞い	20,088
計	<u>¥196,011</u> ②

3. 残高 ①-②=③ ¥1,988,021 ③

残高内訳

現金	0
普通預金	788,021 (323,923+464,098)
定期預金	1,200,000
計	<u>¥1,988,021</u>

会計監査報告書

西地区神車保存会

会長 澤田 茂樹 殿

令和6年度神車保存会の収入・収支の決算につきましては、
会計諸帳簿と関係資料を慎重に監査した結果、内容が正確で適正に
執行されていたことを認めましたので報告します。

令和7年5月20日

会計監査 西地区総代

澤田 貞広

副総代

榎原 哲也

副総代

赤坂 英寿

3号議案 保存会解散について

西地区神車保存会規約第17条項により、本日の総会をもって解散させる旨の決議は、過半数以上に当たる賛成をもって議決する。

また、清算人の選任に関する決議は、総会の過半数の賛成をもってする議決する。清算人の人数は、原則は1人以上で、清算人会を設置する場合は3人以上が必要。

【解散決議後の流れ】

総会での解散が議決されると、清算事務が開始されます。以下に清算事務の流れとします。

- 総会の解散決議・清算人の選任
- 現状の業務（現務）の終了・清算事務の開始
- 残余財産の使用用途の確定
- 清算年度の清算終了報告

4号議案 残余財産について

令和7年5月13日現在

西地区神車保存会規約第17条項により、本日の総会をもって解散させる旨の決議は、過半数以上に当たる賛成をもって議決する。

1案 寄付金先 西地区・西馬場神車の装飾として

寄付金見込額 1,988,021円（見込み）

2案 清算人に一任する

〈清算人の選任について〉

解散及び清算人として、

西地区神車保存会 会長 澤田 茂樹

副会長 今井 齋人

会計 榊原 善弘

以上3名を選任する。

解散式

西地区神車保存会規約第17条項により、本日の総会をもって解散させる旨の決議は承認されました。

よって

本日をもって、解散といたします。

永い間、ありがとうございました。

西地区神車保存会規約

（名 称）

第1条 本会は神車保存会（以下「保存会」と言う）と言う。

（目 的）

第2条 保存会は神車の維持保存に努めるとともに会員の親睦を計り、祭礼の運営に協力し、地域の文化振興に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 保存会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- （1）山車の維持保存に関する事業。
- （2）祭礼及びそれに伴う事業に参加し、活動する。
- （3）後継者の育成に関する事業。
- （4）その他必要な事業。

（会 員）

第4条 保存会の会員は西地区の構成員などで本会の主旨に賛同するものであるとともに年齢を30歳以上のものとする。

（役 員）

第5条 保存会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）会 計 1名
- （4）幹 事 数名を置く

（役員を選出及び任期）

第6条 会長は総会において会員の中より選挙で選出し、その他の役員は会員の中から会長が指名し、総会において会員の承認をえる。その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員の仕事）

第7条 会長は保存会を代表し、理事会を召集することができる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等々が発生した場合には、その職務を代行する。

- 3 会計は経理を担当する。
- 4 幹事は保存会の運営を主務とし、理事会にて意見を述べるとともに、幹事会を開いて会議することができる。

(役員)の補選と任期)

- 第8条 役員に欠員が生じた場合は、理事会にてその補充を決定することができる。ただし欠員のままで良い。
- 2 前項でいう新たな役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第9条 保存会に顧問を置くことができ、顧問選任資格としては区長・地区総代・保存会長経験者とする。
- 2 顧問選任資格があっても本人は辞退することができる。
 - 3 顧問は、保存会の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

(会議)

- 第10条 保存会の会議は総会、理事会及び幹事会とする。ただし、重要な事項については地区の総代と事前に協議すること。
- 2 総会は年1回開催し、その期間は6月末頃とする。ただし、臨時に総会を開催することもできる。
 - 3 理事会は必要に応じて開催することができる。なお、理事会には、会長、副会長、会計、幹事、顧問で構成し、さらに当該年度の総代及び副総代を出席させなければならない。
 - 4 幹事会は理事会の円滑な運営を図るべく必要に応じて開くことができる。なお、あらかじめ幹事長を1名決めておき、幹事長は会長が任命すること。
 - 5 協議事項の内容に応じて該当者を出席させることができる。
 - 6 すべての会議は過半数以上の出席がなければ成立しない。(委任状は可とする)
 - 7 事業に置ける支出が十拾萬円を超える場合は総会に諮らなければならない。
 - 8 協議事項は出席者の過半数をもって決定する。

(運営)

- 第11条 本会は、会費、寄付金等の収入をもって運営する。

(会 計)

第12条 会計年度は毎年5月1日から翌年の4月30日までとする。

(監 査)

第13条 監査は当該年度の総代・副総代があたり、会計を監査し、その結果を理事会・総会に報告する。

(慶 弔)

第14条 会員死亡時には生花一对と香典料壹萬円とする。

2 会員には訃報連絡葉書を郵送する。

(規 則)

第15条 退会する際は、退会届を提出すること。

2 保存会員としてふさわしくない行動などがあった場合は、脱会させることができる。

3 当該年度末までに会費を納入しない会員は脱会させることができ、その場合、保存会の法被を没収することができる。

4 上記事項で諸事情によっては考慮することができる。一度退会した会員についても幹事会の承認をもって再入会することができる。

(事故の責任)

第16条 保存会員は山車組組織の確認事項および誓約書を理解し同意の上、楽しく安全な祭礼の遂行に協力する。

(その他)

第17条 本会規約に定めるほか、運営上必要な事項が生じた場合は、総会に諮って決定する。

(保存会の事務所所在地)

第18条 保存会の事務所所在地を半田市花園町1-12-11に置くこととする。

第19条 保存会として祭礼時に寄付をすることができる。

付則

西地区神車保存会 平成12年9月23日設立

本規約は平成12年9月23日から施行する。

令和6年6月2日改正